

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十六号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第九十号中「顕微赤外分析装置」を「総合分光光度計」に、「二千六百十円」を「四千八百円」に改め、同表の一第三百三十九号中「多目的X線解析装置」を「多目的X線回折装置」に改め、同表の一第二百六号を同表の一第二百七号とし、同表の一第二百五号の次に次の一号を加える。

206 精密鏡面研磨機

〃

二千元

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。